

老朽住宅除去事業について

地域の住環境改善のため、老朽化し危険な空き家の除去を行う方に対し、除去費を一部補助します。



◆対象住宅

- 町内にある個人住宅であること
- 空き家であること
- 木造または鉄筋コンクリート造またはコンクリートブロック造であること
- 抵当権、賃借権などが設定されていないこと(土地を含む)
- 住宅の老朽度が一定の条件を満たすこと
- 倒壊や火災により周囲の住宅や通路に被害をおよぼす恐れのある住宅であること

◆申請者

次の①～③のいずれかに該当する方で高知県税などの滞納がないこと。

- ① 登記簿上の所有者
- ② ①の方の相続人代表者
- ③ ①・②の方から住宅の除去について委任を受けた方

※③の委任による申請をお考えの方は、事前に本庁まちづくり課住宅係にご相談ください。

◆対象工事

次の①～③の要件をすべて満たす工事が対象です。

- ① 建設業などの許可を受けた業者に負わせる除去工事であること。
- ② 住宅すべてを除去する除去工事であること。
(住宅には、居間・寝室があり、台所・風呂・トイレを備えていること。住宅であることが確認できれば、一部除去済みであっても可とする場合があります)
- ③ ほかの制度などにより補助金の交付や補償などを受けない除去工事であること。
(ブロック塀の除去工事は対象外)

◆補助金額

除去工事費の10分の8(上限130万円)を補助します。

◆受付期限

5月1日(金)～5月29日(金)(状況によっては、再度募集する場合があります)

◆結果通知

6月30日(火)までに審査の結果(交付、不交付)を通知します。

◆注意事項

- 補助金の交付決定を受ける前に工事の契約や工事に着手した場合は対象となりません。
- 住宅を除去することにより、住宅用地特例が適用されなくなるため、翌年度より土地の税額が増額になる場合があります。

※件数に限りがあります。住宅の不良度の点数の高いものから補助の対象となります。

○お問い合わせ 本庁まちづくり課住宅係 ☎43-2115 佐賀支所建設課土木係 ☎55-3700

「令和8年経済センサス-活動調査」の実施・回答のお願い

総務省と経済産業省は、令和8年6月1日現在で、「令和8年経済センサス-活動調査」を実施します。この調査は、令和3年に実施した「経済センサス-活動調査」などによって得られた事業所や企業の情報を活用して、売上高など経営項目の把握に重点を置いて実施されます。

調査票は、国から郵送されるか、都道府県知事が任命した調査員がお伺いして直接配布されます。調査員は、必ず「調査員証」または「業務委託証明書」を身に付けているほか、調査専用の「下敷き」および「手提げ袋」を携帯しています。

調査結果は、国や地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されています。

※インターネットでの回答を推奨しています。

○お問い合わせ 本庁企画調整室企画振興係 ☎43-2177

水道給水工事指定店一覧表

店名	住所	電話番号		店名	住所	電話番号	
		店舗	携帯			店舗	携帯
クオソライフラインサービス	入野1769	43-3075	090-1006-3985	平野住設	伊田2100	44-1513	090-3183-1279
村越設備	入野2117	43-3033	080-3160-0276	大西設備	浮鞭2083-2	31-3277	090-1004-2499
(株)中村住設	四万十市吉津3443-1	34-3621	090-3184-1731	吉本水道工務店	下田の0822-174	43-2024	090-3183-8535
野村企画設備	田野浦1593	43-4665	090-8970-5021	拳ノ川住設	拳ノ川224	55-7371	090-3783-7011